

平成 30 年度第 1 回流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス  
運営協議会 議事録

1 日時

平成 30 年 5 月 18 日 金曜日

14 時 00 分から 15 時 30 分まで

2 会場

流山市中央公民館 第 2 会議室

3 出席

濱田竜也会長 宮本篤子副会長 吉田留美子委員 稲田衣子委員  
鈴木美智子委員 井川宏委員 篠塚博道委員 岡崎洋子委員  
岩井謙詞委員 池上諄一委員 紺野好美委員 塩谷節子委員  
麦倉顕子委員 (全 16 名中 13 名の出席)

傍聴人 なし

4 議題

協議事項

- (1)地域密着型サービス事業所等の指定更新について
- (2)施設整備等補助事業の実施について
- (3)指定介護予防支援等の一部委託について
- (4)地域包括支援センターの増設について

報告事項

- (1)地域包括支援センター職員変更について

5 協議内容

議題の協議に先立ち委員への委嘱状の交付。

「流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会の設置及び運営に関する要綱」の規定に則り会長・副会長の選出。

## 協議事項

### (1) 地域密着型サービス事業所等の指定更新について

事務局より以下 2 件の指定更新事業所概要の説明

#### ①クララ清流

指定更新予定日 平成 30 年 6 月 1 日

#### ②おおたかの森グループホームあぜみち

指定更新日 平成 30 年 5 月 1 日

#### ・事前質問 1

(委員) ②おおたかの森グループホームあぜみちについて、更新日が 5 月 1 日であるならば、流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会(以下運営協議会という)を 4 月に開催し議を経るべきではなかったか。

(事務局) 事業所の指定や指定更新、及び新規指定申請のタイミングと運営協議会の日程を考慮すると事業所の指定事務に支障をきたすおそれがある。

介護保険上、運営協議会における意見聴取は努力義務とされている。また、指定更新については「指定の有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされるまでの間はなおその効力を有する」との規定もある。現在、指定更新を受け付け審査した段階であり、運営協議会で意見聴取をした上で指定更新する予定である。

#### ・質問 1

(委員) ②について、人員基準がぎりぎりであるが大丈夫か。

(事務局) 基準は満たしているので受理するが申請時のヒアリング等で注意喚起をしていく。市に登録されている介護支援サポーターにもお手伝いいただいている。

#### ・質問 2

(委員) 介護スタッフを増やすことは人材確保や経営の面で難しいのではないか。

(事務局) 介護支援サポーターを活用してほしい。

・質問3

(委員) 同一敷地内で別の事業所に従事していることなどはないのか。

(事務局) 介護職員の兼務はできない。

協議事項

(2) 施設整備等補助事業の実施について

(事務局) 平成30年度補助事業の説明

事業者 医療法人社団曙会

施設の種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

名称 定期巡回型アンジュカ初石

開設月日 遅くとも平成31年4月1日までに予定

・質問1

(委員) 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」というのはどんなサービスか。

(事務局) 在宅で生活されている要介護の方に訪問介護が定期的に巡回し緊急時には訪問したり、訪問看護につなげたりすることができるサービス。オペレーターにより24時間のサービスが可能となる。

・質問2

(委員) 利用者はその事業所でしかサービスを受けられないのか。

(事務局) 小規模多機能型居宅支援とサービスが重複するため、介護給付費が支払われない。

協議事項

(3) 指定介護予防支援等の一部委託について

(事務局) 以下4か所の受託事業所について、運営協議会の議を経るもの。

① ケアプランセンター柏田長寿館

② 介護の相談室

③ 居宅介護支援センター花のいろ

④ 木下の介護 流山

・質問1

(委員) 「運営協議会の議を経る」とあるが、運営協議会の前に委託している事業所もある。運営協議会の開催時期を検討してはどうか。

(事務局) 介護保険上は届け出をすれば実施可能で、年度末に開催される運営協議会で介護予防支援の委託実績を報告している。

・質問2

(委員) この会議の意義がないのではないか。

(事務局) 途切れないサービスを提供するためには、運営協議会開催のタイミングにあわなくなることもある。運営協議会の「議を経る」旨は各地域包括センターにも伝えている。

協議事項

(4) 地域包括支援センターの増設について

(事務局) 近年地域包括支援センターに求められる役割が多様化していることから、高齢人口が急増している圏域について包括増設を検討する必要があると考えるが、特に75歳以上の後期高齢者人口が15%であり相談件数も多い北部圏域の包括増設を計画する。現包括と新包括は小学校区で担当割りをし、平成30年9月より委託事業者の公募を始め、平成31年4月より2包括体制をスタートさせたい。

・質問1

(委員) 公募方法は決まっているか。

(事務局) ホームページと広報で周知を予定している。

・質問2

(委員) 新包括支援センターの職員数が3人となっているが少ないのではないか。

(事務局) 常勤職員3人のほかに非常勤職員等を雇用できる委託料を予定している。

・質問3

(委員) 流山市薬剤師会は、災害用医薬品を備蓄しており、配分先の避難所(救護所)が決められている。増設に伴い避難所も増やす予定はあるか。

(事務局) 小学校・中学校区毎に避難所運営マニュアルを作成している。避難所(救護所)を増やす予定は今のところなく、医薬品の備蓄も変わらない。

・質問4

(委員) 新包括支援センターの場所は決まっているか。

(事務局) 公募してからになるが、西側が望ましいのではないかと考えている。

報告事項

(1) 地域包括支援センター職員変更について

(事務局) 職員変更を報告

・質問1

(委員) 南部地域包括支援センターの職員数が少ないのではないか。

(事業所) 現在職員募集を行っている。

6 その他

次回の運営協議会の開催は7月中旬を予定している。